

生	00	01	5 年
(令和12年 3 月末まで保存)			

地 域 第 1 2 2 号

(通 指 、 備 二)

令 和 7 年 3 月 1 3 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

一類感染症に係る検体及び患者等の搬送への協力について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第2項に規定する一類感染症以下「一類感染症」という。）に係る検体及び患者の搬送への協力については、これまで、「一類感染症に係る検体及び患者等の搬送への協力について」（令和2年4月9日付け、地域第7号）より運用してきたところ、引き続き、下記のとおり協力されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 協力の趣旨

一類感染症の患者又は同感染症の疑いがある者（以下「患者等」という。）が発見された場合で、検疫所又は保健所（以下「検疫所等」という。）において、患者等から採取した検体又は患者等を緊急に搬送する必要がある場合、警察は検疫所等からの協力要請を受け警察法第2条第1項に規定する個人の生命、身体の保護及び公共の安全と秩序の維持の一環として搬送に協力するものである。

2 協力方法

- (1) 搬送の要請は、検疫所等から110番通報によりなされることから、要請を受理した通信指令課では、搬送元や搬送先の所在地、航空機や列車を利用する場合はその便名等を確認し、関係する警察署、鉄道警察隊に必要な連絡手配を行うこと。

またこの際、各種混乱に伴う不測の事態についての的確に対処できるよう、直ちに地域課を通じ警備第二課にも連絡の上、必要な調整を行うこと。

- (2) 警ら用無線自動車は事件・事故等の処理中で要請に応じることができない場合は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車として走行が可能な他の警察用自動車を使用すること。
- (3) 新幹線を利用する場合は、原則として鉄道警察隊が同乗警戒を行うこととするが、事件・事故等の処理中で要請に応じることができない場合は、鉄道警察隊以外の警察官が担当しても差し支えない。

なお、警戒時の服装は検疫所等と協議の上で、制服又は私服とすること。

(4) 搬送方法

ア 検体の搬送

(ア) 警ら用無線自動車等により搬送する際は、検体を携行した検疫所等の担当職員を乗車させ、必要に応じ緊急走行により搬送すること。

(イ) 新幹線を利用して搬送する際は検体を携行した検疫所等の担当職員が J R 各社の指定する場所(多目的室を予定している。)に乗車するので、警察官 2 人以上を乗車させ混乱等が生じた場合には対応に当たらせること。

イ 患者等の搬送

警ら用無線自動車等により、患者等の搬送業務を行う車両の先導に当たること。

この場合、不測の事態に対応できる感染防止資機材を着装した検疫所等の担当職員を同乗させるなど感染防止対策を徹底した上で、必要に応じ緊急走行により行うこと。

(5) 搬送先

ア 検体を搬送する場合

(ア) 一類感染症のうち、ペスト以外の検体
東京都武蔵村山市学園 4 丁目 7 番 1 号
国立感染症研究所村山庁舎

(イ) 一類感染症のうち、ペストの検体
東京都新宿区戸山 1 丁目 23 番 1 号
国立感染症研究所戸山庁舎

イ 患者等を搬送する場合

感染症法第 6 条第 13 項に規定する特定感染症指定医療機関（厚生労働大臣が指定した病院）又は同条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関（都道府県知事が指定した病院）

(6) 搬送先が県外である場合の対応

ア 警ら用無線自動車等による搬送

搬送先が県外である場合は、原則として県境で引き継ぐこととし、要請を受理した通信指令課から関係する道県警察の通信指令課に連絡手配し、確実に引き継がれるよう調整すること。

引き継ぎのため県境で担当職員等が乗り換えとなる場合は、乗り換えに適した安全な場所を確保して実施すること。

イ 新幹線を利用した検体の搬送

新幹線を利用して検体を搬送する場合の同乗警戒は、原則として東京駅まで担当すること。

管轄区域を越えて警戒に従事するので、あらかじめ同じ路線を管轄する県警察と警察法第 66 条第 1 項の規定に基づく協議を行うこと。

3 警察本部への報告

本通達に基づき搬送に協力した場合は、その都度、警察本部地域課宛てに要請受理日時、要請受理内容、搬送状況、特異事項等について報告すること。

4 その他

厚生労働大臣が指定している特定感染症指定医療機関については、本県に指定医療機関はなく（東京都、大阪府、千葉県及び愛知県に所在する 4 医療機関

のみ)、青森県知事が指定している第一種感染症指定医療機関については、青森市に所在する青森県立中央病院、隣接道県については、北海道札幌市に所在の市立札幌病院、岩手県盛岡市に所在する盛岡市立病院、秋田県秋田市に所在する秋田大学医学部付属病院が指定されていることから、承知されたい。

本件担当 地域課地域安全係